

遺言信託とは

Q : 信託銀行が行っている遺言信託とはどんなものなのですか。

A : 次のようなものです。

【解説】

遺言信託には、信託法に基づくものと業として行うものがあります。

① 信託法に基づく遺言信託

これは、相続人に遺産管理能力が乏しく、遺産を管理できないような場合に適しているもので、被相続人が遺言で自分の遺産の全部又は一部を信託銀行に信託し、それを管理、運用してもらい、その成果を相続人に交付してもらうことで、相続人の生活に不安が残らないようにしようとするものです。

② 信託銀行が業として行う遺言信託

信託銀行が行う遺言に関する業務で次のようなサービスがあります。

(遺言書管理業務)

遺言書を保管する業務です。

(遺産整理業務)

被相続人の遺産を集計し、財産目録を作成するとともに、分割に伴う遺産の分配、名義の切り替え、相続登記等の手続きを相続人の委任を受けて代行する業務です。相続上の煩わしい手続きをしたくない場合や遠方に居住しているため手続きができないような場合に適しています。

(遺言執行業務)

遺言執行業務は、遺言書の作成から保管、遺言の執行まですべて行ってくれるサービスです。

